

令和7年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会
代表者会議 議事録

1 開催日時 令和7年7月28日(月) 10:00～12:10

2 開催場所 市役所本庁舎9階 第1会議室

3 出席者

(1) 委員

船橋市医師会	理事	大塚 佳子
船橋歯科医師会	副会長	塚越 明
千葉県助産師会船橋地区部会	地区部会長	伊藤 志保
船橋市自治会連合協議会	副会長	加瀬 武正
船橋市民生児童委員協議会	理事	金子 千代美
船橋市社会福祉協議会	常務理事	小出 正明
船橋福祉相談協議会	理事長	宮代 隆治
児童養護施設おんちよう園	統括主任	岸田 麻子
母子生活支援施設青い鳥ホーム	施設長	山本 裕子
船橋市保育協議会	副会長	豊田 和子
船橋市PTA連合会	副会長	山田 裕子
船橋人権擁護委員協議会	人権擁護委員	鈴木 登
千葉縣市川児童相談所	船橋支所長	島貫 奈津子
千葉県女性サポートセンター	所長	太田 由美
千葉県船橋警察署	生活安全課長	篠澤 和貴
千葉県船橋東警察署	生活安全課長	宮坂 貴俊
健康福祉局長		川端 輝彦
こども家庭部長		鈴木 尚哉
地域子育て部長		小澤 洋一

(2) 事務局

健康福祉局こども家庭部児童相談所開設準備課		
	課長	横山 佳央
	課長補佐	藤沢 徹
	主任主事	伊大知 志帆
健康福祉局こども家庭部児童相談所開設準備課		
家庭児童相談室	所長	奥野 智禎
	副主幹	村山 康子

主事	嘉茂	啓人
主事	藤井	聖也
主事	山本	眞也

(3) 関係部局

健康福祉局 こども家庭部 こども家庭支援課

課長	吉澤	健一
課長補佐	久保	明子
副主幹	神越	恵子
主査	増渕	智美

4 欠席者

船橋市私立幼稚園連合会	会長	尾木 修介
学校教育部長		日高 祐一郎

5 議題及び公開・非公開の別並びに非公開の場合にあっては、その理由

(1) 船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の概要及び取り組み状況

(2) 関係機関の取り組み状況

- ① 千葉県市川児童相談所
- ② 千葉県女性サポートセンター
- ③ 船橋警察署
- ④ 船橋東警察署

(3) 家庭児童相談室及び女性相談室の取り組み状況（船橋市）

- ① 家庭児童相談室
- ② 女性相談室（こども家庭支援課）

(4) 報告事項

- ① 船橋市児童相談所の設置について

6 傍聴者の定員、実数 定員 5 人 実数 3 人

7 議事

【藤沢課長補佐】

本日は、お忙しい中、令和7年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会代表者会議にご出席いただきありがとうございます。

私は、しばらくの間進行役を務めさせていただきます児童相談所開設準備課の藤沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

机の上に置かせていただきました、「代表者会議委員名簿」

委員の皆様は事前に送付させていただきました資料は、「次第」

資料 1 「船橋市要保護児童及び DV 対策地域協議会の概要及び取り組み状況」

資料 2 「千葉県市川児童相談所様の資料」

資料 3 「千葉県女性サポートセンター様の資料」

資料 4 「千葉県船橋警察署様の資料」

資料 5 「千葉県船橋東警察署様の資料」

資料 6 - 1 「家庭児童相談室における相談実績」及び資料 6 - 2 「家庭児童相談室の取り組みについて」

資料 7 「女性相談室の状況」

資料 8 「船橋市児童相談所の設置について」

最後に、事前にお配りさせていただいた席次がございますが、本日の出席者様用に新たに机の上に置かせていただきました。申し訳ございませんが差し替えをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただ今申し上げました資料の不足がございましたらお持ちしますが、不足はありませんでしょうか。

続きましてマイクの操作方法のご説明をいたします。

ご発言をいただく際にはマイクのスイッチを押していただき、赤いランプがつきましたらご発言いただき、ご発言が終わりましたら再度マイクのスイッチを押し赤いランプを消していただきますようよろしくお願いいたします。それでは、次第に沿って進めさせていただきます。当協議会会長であります、健康福祉局長 川端 輝彦よりご挨拶申し上げます。川端会長よろしくお願いいたします。

〔1〕会長挨拶

【川端会長】

ただいま紹介のありました、本日は、当協議会会長を務めさせていただきます、健康福祉局長の川端と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、大変お忙しい中、また暑い中お越しいたきまして、誠にありがとうございます。そして、皆様には日頃より本市の健康福祉行政、こどもに関する行政にご協力を賜りまして本当にありがとうございます。

皆様ご存じのとおり、当市におきましては船橋市のすべてのこどもたちの安

全で安心な生活を守るため、市児童相談所を令和８年７月に開設する予定です。現在、令和８年３月竣工に向け、予定通り工事を進めております。

また、令和８年度からは全ての妊産婦・子育て世帯、こどもへの一体的に相談支援を行う、こども家庭センターも設置する予定です。

一方、こども家庭庁が発表した令和５年度中に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、２２万５千５０９件となり過去最多となっております。後ほど、本市の状況は説明いたしますが、令和６年度に本市の家庭児童相談室で受けたものにつきましては、５９８件と全体に占める割合は依然として同水準であり、虐待相談以外を含む相談件数の総数も依然として高止まりの状況が続いています。

本日は、本会議を構成する委員の皆様等から現状や取り組みに関する報告などをご報告いただく予定でございますので、皆様からの忌憚のないご意見・ご指摘を頂戴したくよろしくお願いいたします。

〔２〕委員紹介

【藤沢課長補佐】

続きまして、委員の皆様方を私からご紹介させていただきます。

船橋市医師会 理事 大塚 佳子 様でございます。

船橋歯科医師会 副会長 塚越 明 様でございます。

千葉県助産師会船橋地区部会 地区部会長 伊藤 志保 様でございます。

船橋市自治会連合協議会 副会長 加瀬 武正 様でございます。

船橋市民生児童委員協議会 理事 金子 千代美 様でございます。

船橋市社会福祉協議会 常務理事 小出 正明 様でございます。

船橋福祉相談協議会 理事長 宮代 隆治 様でございます。

児童養護施設おんちょう園 園長 本間 敏子 様でございますが、本日は所用により欠席のため代理出席の同施設 統括主任 岸田 麻子 様でございます。

母子生活支援施設青い鳥ホーム 施設長 山本 裕子 様でございます。

船橋市保育協議会 副会長 豊田 和子 様でございます。

船橋市私立幼稚園連合会 会長 尾木 修介 様でございますが、本日は所用により欠席です。

船橋市PTA連合会 副会長 山田 裕子 様でございます。

船橋人権擁護委員協議会 人権擁護委員 鈴木 登 様でございます。

千葉県市川児童相談所 船橋支所長 島貫 奈津子 様でございます。

千葉県女性サポートセンター 所長 太田 由美 様でございます。

千葉県船橋警察署 生活安全課長 篠澤 和貴 様でございますが、公務に

より遅れるとの連絡が入りましたので、後ほどご出席されます。

千葉県船橋東警察署 生活安全課長 宮坂 貴俊 様でございます。

続きまして、市の委員をご紹介します。

健康福祉局長 川端 輝彦 でございます。

こども家庭部長 鈴木 尚哉 でございます。

地域子育て部長 小澤 洋一 でございますが、公務により遅れて出席する予定です。

学校教育部長 日高 祐一郎 でございますが、本日は公務により欠席です。

皆様どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、当会議につきましては、規定により会長が議長を務めることとなっておりますので、この後の議事の進行につきましては、川端会長にお願いしたいと存じます。

川端会長よろしくお願いいたします。

【川端会長】

では、ただ今より、令和7年度第1回船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会代表者会議を次第に沿って進めてまいります。

本日の会議は21名の委員のうち、現時点で17名にご出席いただいております。当協議会設置要綱第10条第2項に規定のある、過半数の定足数に達しておりますことを報告いたします。

また、会議の公開・非公開につきましては、船橋市情報公開条例第26条に基づき、非公開とする要件に当たらないため、全て公開としております。また、会議終了後には、会議資料及び会議録を公開し、閲覧に供することといたします。傍聴者の定員を5名としますことは事前に、市のホームページに掲載させていただいております。

なお、事前に傍聴を受け付けました結果、本日の傍聴者は3名ということで事務局から報告を受けております。それでは傍聴の方にこれから入場していただきます。

傍聴の方に申し上げます。配布しました傍聴にあたっての注意事項を遵守するようにお願いします。

それでは、本題の議題に入ってまいりたいと存じます。

議題（１）船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の概要及び取り組み状況について、家庭児童相談室から説明してください。

[3]議題（１）船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の概要及び取り組み状況について

【奥野所長】

児童相談所開設準備課 家庭児童相談室の奥野でございます。

船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の概要及び取り組み状況について説明させていただきます。

お配りしております資料1をご覧ください。

1. 船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会についてです。

本協議会は、児童福祉法第25条の2第1項の規定により設置しております。

船橋市では、協議会の名称に示す通り、こどもの虐待と関連の深い「DV防止法」による被害者の保護及び「女性支援法」による困難な問題を抱える女性への支援も含め「船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会」として設置し、平成19年4月から、行政だけでなく地域の様々な関係機関、関係者の方々と連携して、虐待を始めとする支援対象児童等に対する適切な支援を図る体制を整えております。

次に2. 船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会の構成をご覧ください。

市内の関係機関、関係者及び行政機関などによる支援のネットワーク構成図となっております。

当協議会が、4つの会議体で構成していることを示しておりまして、

代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議、居住実態不明児童等対応検討会議の4つの会議体を設けて協議を行っております。

本日開催しております代表者会議につきましては、関係機関の代表者の方々にご出席を賜り、前年度の取り組みに対する評価や今後の取り組みなど、支援に関するシステム全体を検討する場となっております。

2ページをご覧ください。

3. 船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会 令和6年度の取り組み状況を報告いたします。

① 代表者会議についてです。

代表者会議は、今ほどご説明した通り支援に関するシステム全体を検討する場となっております。令和6年度は7月と2月に開催いたしました。

第1回会議では、各委員の方々からの活動報告や意見交換が行われ、船橋市からは船橋市児童相談所の設置について報告させていただきました。

第2回会議では、令和7年度からの実務者会議の会議体の変更について委員

よりご意見をいただきました。

② 実務者会議についてです。

実務者会議は、支援対象児童等に関する定期的な状況把握に基づき、支援方針の見直しや情報交換、課題対応の検討などを毎月1回開催し、協議を行う場です。

令和6年度は、延べ、2,444世帯、対象件数4,364件の支援対象児童等について報告を行いました。

なお、令和6年度代表者会議にて委員の皆様にお示しした変更について、令和7年4月より運用を開始しています。

その変更は、実務者会議に「全体会議」と「進行管理会議」を置き、「全体会議」は、令和6年度までの実務者会議を踏襲しますが、構成員へ児童福祉部門と今年度から家庭児童相談室の所属となった母子保健部門とのケースワーク上の連携について事例を交えた報告を行いました。令和7年6月に第一回会議を開催しております。

「進行管理会議」は、市川児童相談所船橋支所と家庭児童相談室の2者で月1回開催しています。

市川児童相談所船橋支所と家庭児童相談室で担当が受け渡されたケースの進捗の共有や他市から移管を受けたケースの報告、またこれから個別支援会議が予想されるケースを事前に説明するなど、これまで実務者会議ではできなかった、より具体的な進捗報告を担当機関同士で相互に行うことができます。

3ページをご覧ください。

③ 個別ケース検討会議についてです。

個別ケース検討会議は、個々の支援対象児童等について関係機関が集まり、問題点や支援経過の報告と評価、具体的な支援内容や役割分担などを検討・協議する場です。

令和6年度は、対象児童数延べ292名で、127回開催いたしました。会議出席機関については資料をご参照ください。

④ 居住実態不明児童等対応検討会議についてです。

居住実態不明児童等対応検討会議は、居住実態が把握できない児童が発生した場合、関係各課が所有する情報を共有することで、児童の安全を速やかに確認することができることを目的としています。

令和6年度は、対面形式で開催は1回のみでありましたが対面開催を含む年4回対象児童を集約し、計25名の児童について要保護児童及びDV対策地域協議会（要対協）の枠組み活用した調査を実施し、うち13名は東京入国管理

局への出入国の記録照会の結果で出国を確認、12名は居住実態が確認できたため、年度内に終了しています。

5ページからは、船橋市要保護児童及びDV対策地域協議会設置要綱となります。

先程ご説明いたしました「実務者会議」会議体につきましては、設置要綱の第3章の第12条から第16条をご参照ください。

8ページ中段の第6章 第24条の「守秘義務」について申し上げます。

児童福祉法第25条の5の規定により、協議会の構成員の方々につきましては委員の期間だけでなく、委員でなくなった後につきましても協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないという守秘義務が課せられております。この点につきましてご留意・ご承知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

【川端会長】

では、一旦ここで質問をお受けしようと思います。議題（1）の協議会の概要及び取り組み状況につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。

【加瀬委員】

自連協の加瀬です。

今の説明の中で、4ページの最後のほうに「25名調査を実施し、13名出国を確認」とあるのは、日本の方ですか、外国の方ですか、教えてください。

【奥野所長】

大半は外国籍の方で、日本国籍の方の出国も確認をしています。

【大塚委員】

医師会理事の大塚です。

いつもより詳しく報告していただいているのかなと思うのですが、いつも実務者会議とかのこんなにすごい数をよく頑張ってもらっていると思うのですが、報告会の時間とかは十分だなおもわれますか、どうしても数が多いと流れてしまっていて漏れてしまう人がいるのかなと感じることがあれば教えていただければと思います。

【奥野所長】

個別のケースにつきましては、個別ケース検討会議で具体的な内容について協議をさせていただいておりまして、そのケースの状況によっては1時間、1時間半から長いと2時間を超えるというような状況もございます。具体的な協議に関しましてはそちらの中でご協力いただきながら十分に協議をさせていただいているというような状況になっております。時々ちょっと時間が足りなくなると申しますか、関係者の方の、保育園さんや学校さんとかそういった所の場所をお借りして開催をしておるものですから、やはりその時間の制約等が生じる場合もございますので、時々ちょっとギリギリになるというようなことも見られておりますけれども、概ね、個々具体的な個別ケース検討会議については十分な協議がされているかと思えます。

他の会議につきましては個別ケース検討会議で十分な協議ができるための準備に相当するような会議という性質がございますので、実務者会議につきましてはピックアップして特別口頭報告が必要なものを報告をさせていただくというような形で、その中で取り上げました、口頭報告ケースについて質問や、ご意見をいただくというような形で進めさせていただいておりますので、概ね十分な協議がされているのではないかなというような印象がございます。

【大塚委員】

ありがとうございます。安心しました。

【川端会長】

ありがとうございます。

来年度から、このメンバーに市の児童相談所とかあるいはこども家庭センターも加わっていくというところもありますけれども、今、全体像の説明がありましたとおり、船橋のこどもを守っていく体制について全体像の中で皆さんもお気づきの点とか、ご意見等がもしあればお願いできればと思います。なければ、無理してということはないですけれども。全体としてのお話のところでもし何かあればいただければと思います。

【鈴木登委員】

検討会議を行っている回数が127回ありますが、この検討会議を行った後の状況っていうのはどうでしょうか。

【奥野所長】

個別ケース検討会議ですけれども、継続的な取り組みが行われている中で事

務局あるいは関係機関の方々の方から、個別の情報交換及び役割分担等、協議検討が必要だというような発案があった場合に、その場で協議をさせていただきまして、情報交換とそれからその後の役割分担、こういった方針で各機関が家庭やこどもに関わっていくかというようなことを協議させていただくというような形になっております。その会議の後、引き続きそれぞれの機関のケースワーク等が継続されていくというようなことになっております。なので、その場で検討いたしました役割分担に沿って対応していくということで、その個別ケース検討会議の最後に次の会議が必要な場合には次回会議をどれぐらいの目安で何ヶ月後とか、何年の何月頃というような目安を定めまして、そこでもう1回協議をするというようなことも決めるケースもございますので、それぞれのケース内容、それから相談、検討事項によりましてその後の取り組みについては関わりが変わってくる場合がございます。

また、現状、県の児童相談所が取り扱っているケースにつきまして、児童相談所の主たる役割は一旦終了して、その場の市の家庭児童相談室とか市の機関の方に支援が移ってくるというような時に、それを契機に個別ケース検討会議というのが開かれるというような事例もございます。その場合ですとその場で決めた役割分担に沿って、個々の取り組みが進められるというような形になるというようなことでございます。概要以上になります。

【鈴木登委員】

会議を行ってそれぞれの支援をするわけですが、その確認、あるいはその確認の後のその子が、一度確認して一応解決したということで、そこで終わってしまうのか、それともその継続なのか、そこら辺のところはちょっと分からないですけども、継続するのがあるいは名簿に残してそれは再度、例えば1年後に確認をするだとか、半年後に確認するだとかそういうことはどうなっているのでしょうか。

【奥野所長】

基本的に個別ケース検討会議を開いてその場でケースの終了がされる例はほぼございません。なので、その後継続されるケースについての取り扱い、それから方針について協議を行うというような形で進めておりますので、基本的に個別ケース検討会議で開かれたケースについてはその後も継続をされる、継続するに当たって方針の協議であるとかそれから役割分担というのを確認するというようなところになっております。

定期的に何か協議が必要というような意見が出るようであれば、先ほど報告しましたように、その場で最後に次回会議の目安についていつ頃というような

時期を定めるというような形でやっております。

【大塚委員】

先ほどのお話の続きですが、関係機関によくあるのが、その後どうなっちゃったかわからないってなって、継続なのかどうなのかっていうのをやっぱりその都度関係機関には報告はしているものなのでしょうか。

【奥野所長】

その後はどうなっているか分からないというところで、よく耳にしますのが通報した後がどうなっているか分からないというような形で、ご意見や問い合わせ等をいただく場合があるかと思います。ただ、個別ケース検討会議ですが、実際に子どもさんと日常的にやり取りがあるといいますか、小学校、中学校や保育園、幼稚園にご参加をいただいて、個別ケース検討会議が開かれるというような形で実施させていただく場合が多いので、その後がどうなっているかという場につきましては、定期的に登園状況であるとか、それからモニタリングのようなことをお願いしている場合に、例えば何か変化があった場合には、文章でご連絡をいただいたり、あるいはそのいただいたことをきっかけにこちらから問い合わせをさせていただいたりというようなことをさせていただいておりますので、個別ケース検討会議が開かれたものについては、かなりやり取りが結構密に行われるというような事例が多くなっているかなというふうに思います。

【川端会長】

よろしいでしょうか。ないようでしたら、次に、議題（２）の関係機関の取り組み状況について、お話をいただきたいと思います。最初に、「市川児童相談所」の島貫委員よりご説明をお願いいたします。

〔３〕議題（２）関係機関の取り組み状況について

①千葉縣市川児童相談所

【島貫委員】

市川児童相談所船橋支所の島貫です。関係者の皆様には日頃より、児童相談所業務及び船橋市のこども家庭福祉にご理解ご協力いただき本当にありがとうございます。

皆様もご存知のとおり、船橋市児童相談所が令和８年７月に開所予定ということで開設に伴い船橋市域を扱ってきました市川児童相談所船橋支所は閉所になります。

船橋支所といたしましては、今年度は船橋市より１９名の研修生の派遣を受

け、主に船橋市の児童相談所開設準備課、後は、家庭児童相談室さんとのやり取りを中心に業務、ケースの引き継ぎ、研修生のレベルアップを図る等、船橋市児童相談所開設に向けて取り組んでいるところであります。

船橋市児童相談所開所まで1年を切り、船橋支所、船橋市にとっても大事な1年となります。より一層の連携が必要となりますので関係機関の皆様今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

お配りいたしました資料の説明に移らせていただきます。

お配りしました資料の方は表面が令和6年度虐待相談受付状況というところの速報値となっております。まだ今は国の方で全県からの数字を回収しているところではあるので確定値ではございませんが、市川児相の中だけで集計した表になります。

①が相談通告の種別と虐待者の内訳です。令和6年度市川児相としての虐待の受付件数は2,489件となっております。

その内訳が②の市別の状況です。船橋市は1,053件になっています。

③は相談種別と年齢の構成になります。

④は通告相談通告の経路別受付状況となっております。

裏面ですが、裏面は過去3年ですかね、令和4年度、5年度、6年度の各月の虐待相談・通告受付状況ということになっております。

令和6年度の虐待受付件数といたしましては、市川児相全体としての総件数は高止まりです。

虐待種別、虐待者別としては、全国統計とほぼ同様の傾向にあります。

身体的虐待の割合が令和5年度の数字になりますが全国平均は22.9%でしたが、市川児相としては身体的虐待28.5%というところで、市川児相全体になりますが、少し全国平均よりも高いのかなというふうに思われます。

船橋市の状況ですけれども市川児相全体の42%を占めています。

こちらも身体的虐待が29.9%となっていますので、先ほど申し上げました、身体的の全国平均は22.9%ということで船橋市におきましても身体的虐待の割合が全国平均よりも高いのかなというところです。

経路別ですが警察通告が一番多く46.6%と通告の半数を占めております、次いでこども家庭110番、いち早く189に多く入る近隣知人からの相談通告ということになっておりまして、地域の意識も高いことが伺えるかと思えます。

お示ししました資料のご説明は以上になりますが、ここからは資料にはないのですけれども、市川児童相談所の保護所の状況、7月1日現在の状況を口頭ですけれども報告させていただきたいと思います。月末になるので人数が変わってはいるのですけれども、市川児相の保護所の定員は28名になっておりま

すが、所内保護、船橋支所内の方は22名です。本所は市川市、鎌ヶ谷市、浦安市ですけれども、本所のお子さんが36名ということで、7月1日現在ですけれども所内28名定員のところ58名の保護になっております。

市川児童相談所の一時保護所ではなくて、保護委託というところで外部の機関に委託をしている件数ですけれども支所は5名、本所が19名、委託の保護の人数が24名となっておりまして、所内保護、委託保護が合わせまして、7月1日現在ですと市川児相全体で82名の保護の児童がいるという状況になっております。

定員超過が慢性的になっておりまして、常に200%を前後しております。他児相や施設、里親等への保護委託も行っております。病院さんへの保護委託も多いです。受け皿等などの不足の理由から保護が長期化しております。受け皿の不足の一つの要因としては、施設の小規模化により定員削減、人員不足による受け入れ縮小、里親の委託率は少しずつ伸びてはいますが、特性のあるこども、虐待の影響を受け専門的なケアが必要なこども、乳幼児など施設での専門的支援が必要なお子さんの受け皿が足りない状況です。

保護の長期化はこどもの学習や教育環境にも影響が出てきております。また、定員超過による生活空間が狭く、被虐待児や特性のあるこども達が多いことからトラブルが起きやすい、無断外出の要因にも繋がっている状況ではあります。

続きまして、児童相談所全体としての最近の動きになります。

児童福祉法改正により児相職員によるこどもの意見聴取のさらなる徹底、第三者による意見表明支援事業が始まっています。また今年6月から一時保護開始時の司法審査が始まり、一時保護時における手続きが煩雑になりました。家庭児童相談室さんをはじめ、船橋市さんには戸籍の広域請求等でのご理解とご協力いただいております。これまで以上に一時保護の必要性を明確にし、7日以内に申し立てなければいけないのですが、期日までに迅速な申し立て手続きをすることが求められております。

また県としてはですね、家庭外措置になったこどものパーマネンシー保証の観点から、家庭外措置になったケースをそのままにしない、家庭に帰れるこどもはきちんとケースワークを継続して家庭や地域に帰していく、そのための専任チームを各児相に作り、取り組みを去年から始めておりまして今年度は2年目になっております。まだ児童相談所内での取り組みからありますが、いずれはこどもが帰っていく地域との連携が必要となってきます。家庭外措置になったこどもの家庭への継続支援と支援体制構築にご協力をお願いしたいです。

かねてより家庭外措置になったこどもも船橋市のお子さんであり、いずれ地域に帰ってくる、あるいは地域と関係を持ち続ける存在として要対協の名簿に

載せ続けてほしいという願いをしてきたところであり、今年度から要対協の管理となりました。船橋市児相開設に向けて、措置ケースの引き継ぎも丁寧に行っていきたいと考えております。

最後に船橋市さんへの要望になります。

児童相談所開設にあたり、開所後スムーズに業務を開始するためには、今のうちから市の内部の課や機関、保育所、学校等、関係機関との連携が必要になってくると思われます。市全体で意識を高めていただいて、船橋市児相開設に向けて取り組んでいってほしいと思っております。

市川児相船橋支所からの説明は以上になります。

【川端会長】

ありがとうございます。では、次に「千葉県女性サポートセンター」の太田委員よりご説明をお願いいたします。

〔3〕議題（2）関係機関の取り組み状況について

②女性サポートセンター

【太田委員】

おはようございます。女性サポートセンターの太田です。どうぞよろしくお願いします。女性支援ってということで、本日ここにいらっしゃる皆様には日頃よりお世話になりご協力いただいていることをこの場をお借りしまして感謝申し上げます。

当センターにおきましては、DV 被害はじめ女性からの様々な相談事業をやっております。併せて市町村や警察等の依頼によりまして、シェルターとして一時保護という形で対応しております。昨年4月から女性支援に関する新法が施行されておまして、新法に基づく女性相談支援センターとしての位置づけになってございまして、困難な問題を抱える女性の支援にあたっています。

業務実績につきまして、資料3をご覧ください。

まず1の電話相談ですが、当センターは24時間365日受け付けております。昨年度は7,335件ということで、内DVに関するご相談は全体の3割ということで2,186件でございました。DV相談の内容、主訴になりますが、多岐に渡ってはおりますが、殴る蹴るといった身体的DVに比較して、精神的DVが主訴という形で割合が増えてきております。全体の5割ぐらいになってございます。なお、性的DVは統計上の数は少ないですが、実際に一時保護になった女性等から当方で看護師と保健師等が対応するのですが、カウンセリングの中で、性行為を強要され断ったために夫に殴られたということで、それで身体的なのですけど、その前に性的DVがあったというようなことで、ご本人が性

的DVと認識していない場合もありますので、実際は性的DVの数がもっと多いのではないかと感じています。

次に3の一時保護の状況ですが、昨年度に受け入れした女性は100名でした。このうち被害によるものが75名、また同伴者として家族の方を連れて来られて86名利用されております。主に乳幼児、小中学生の同伴児ということになってございます。

また一時保護後の退所先については、一番下の表の④になるのですが、こちらが民間のアパート等、転宅が最も多く、次いで母子世帯の場合には母子生活支援施設への入所となる方、また実家とか友人知人宅などが退所先となっている状況です。

また何度も避難と帰宅を繰り返す方もおり、昨年度は13名が自宅に戻るということを選択された方もいらっしゃいます。さらに経済的にお困りの方が多いので、例年約半数の方が生活保護を申請受給されて退所されています。

シェルターの性質上、一時保護中の自由な外出や携帯電話とかの通信機器とか使う状況が難しくなりますので、加害者からの追求等がありますので、そういった状況で通信の方は制限しているのですが、同伴児については通園、通学もできないというような環境になっているのですが、保育士や学習指導員などが職員として常駐しておりますので、所内で同伴児の保育や学習のサポートも行っている状況でございます。

最近ではDV被害者というだけではなく、ご本人の精神疾患、発達障害があったりと、また同伴児が発達障害だったりというようなことで様々な困難が複合的に関わっているような状況が多く、そういった方も入所が増えているため、退所先がなかなか決まらないケースっていうのが多く、支援元となってございます船橋市さんもお苦労されているのかなと思いますが、一時保護の期間が長期化している状況、先ほどの児童相談所もありましたようにやはりこちらの方も長期化しているような状況でございます。

シェルターでの生活が長く続くようなことで、ストレスを感じて、さらに精神状態が悪くなるといったようなことで、暴れ出したりして、県警さんにお寄せいただくっていうことも過去にはありました。難しい支援となることが、様々なことが多岐に渡る、複合化していることで、支援が大変だになっていうことが多いのですが、まずは地域における各種の支援事業やサービスといった資源を活用しながら関係機関がそれぞれの役割を果たすということが重要なのかなというふうに考えておりますので、今後も船橋さんをはじめ、本日お集まりの関係機関の皆様と繋がりというのはやはり重要だと思いますので、そういったところを緊密に致しまして、またお知恵をお借りしながら女性にとって

その時に最適な支援ができるよってということで考えておりますので、引き続きご協力ご支援の方よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、先ほど昨年度一時保護の状況が100件ということだったんですけども、今年度7月の時点ですでに40件ということでやはり新法とDVということ、警察官や皆様のいろいろな活動があつてDV理解ということも進んでいるのもあるのかなつてということで、入所の方が増えているのかなという状況になつてございます。

以上です。

【川端会長】

ありがとうございます。

続きまして、警察署での児童虐待、DVへの対応状況につきまして、最初に「船橋警察署」篠澤委員よりご説明をお願いいたします。

〔3〕議題（2）関係機関の取り組み状況について

③船橋警察署

【篠澤委員】

船橋警察署生活安全課長の篠澤と申します。今日、遅刻してしまい申し訳ございませんでした。私は3月に異動してきて、1年目というところで不慣れなところもありますどうぞよろしくお願い致します。

また、平素から警察業務各種に渡りご協力いただきまして誠にありがとうございます。引き続きよろしくお願い致します。

船橋警察署からの取り組み状況については資料4をご覧ください。

他の部署と期間が違ふのが、大体行政というと年度ごとの記録になっていることが多いんですけど、警察は大体年ごとに統計を取っておりますのでご了承いただければと思ひます。

資料は、児童虐待等の養護児童の取り扱い件数という形になっております。虐待で見ると一番多いのは心理的虐待で次に多いのが身体的虐待というような形になっています。

警察の方では、最初に当事者からの通報を受けて第一次的な対応するというのが非常に多くなつています。件数については記載がありますが、私の個人的な意見としては、若干上下はあるのですけれども、高止まりの状態なのかなというふうに感じております。件数は上下ありますが、市民の方当事者の方ですね、意識や浸透が図られていて、警察や児童相談所等々通報をいただいていることが多くなつていて件数が高止まりになっているのかなというふうに分析をしています。

私も来てまだ何ヶ月ですけれども、今のところ私が来てからはそんなに深刻な状況が発生していないのかなというふうに感じております。

児童虐待もですね、下のDVもそうですけれども警察は第一に事件としてやるべきかどうかという所の判断と、逮捕すべきなのか、逮捕しないで在宅事件、任意事件でやっていくのかというところを判断していくのですけれども、大体家庭内での出来事というところですので、被害者の要望、家庭の状況等を考えながら、関係機関と調整しながらやっています。逮捕をした後もどうするのかというような所があるので、関係機関とそこも連携をして対応しているというような状況があります。

DVについても、保護命令違反での検挙というのはほとんどないですね。大体他法令で殴った、何したってですね、傷害とかで事件で取り扱うことが多いということになっております。

いろんな機関あるのですが、警察は24時間365日やっており、第一次的な対応するところが多いというような形になっています。捕まえるのは刑事課だったり、生活安全課でやったりします。その後の保護対策をどうするのかというところも力を入れておりまして、保護対策は大体生活安全課で担当しているところとなります。関係機関と連携して対応しているような状況がありますので引き続きよろしく願いいたします。

船橋警察署からは以上になります。

【川端会長】

ありがとうございます。続きまして、「船橋東警察署」宮坂委員より、ご説明をお願いいたします。

〔5〕議題（2）関係機関の取り組み状況について

④船橋東警察署

【宮坂委員】

船橋東警察署生活安全課長の宮坂よりお話をさせていただきます。

船橋警察署篠澤委員よりお話のあったとおりで、同じ警察ですので対応に際しはございません。若干の補足部分のお話をさせていただきます。

まず、要保護児童の件につきましては、お手元資料5を見ていただきますと、これは船橋東警察署の件数とはなりますけれども、事件化検挙が2となっております。それは令和5年、令和6年それぞれ2とありますが、これ何の事件を検挙したかって言いますと、一番左にある性的虐待、この2件それぞれ検挙しているというところで理解をしていただきたいと思います。

それぞれ虐待4種別でございますけれども、性的虐待につきましては、当然性的

な虐待を行ったというところで、次に身体的虐待というのは、これはこどもに対する暴力ですけれども、極めて悪質な暴力ということではなく、広くしつけと称してこどもに手をあげるっていう部分につきましても身体的虐待として警察では対応しているというところを承知していただければと思います。

次に心理的虐待についてですけれども、これも同じくこどもに対して罵詈雑言を浴びせるっていうのもあるのですが、大半はこどもの前で夫婦の喧嘩を見せるということがこどもにとって健康上よろしくないということの心理的虐待というケースであることをお伝えさせていただきます。

続きまして、ネグレクトですけれども、これは育児放棄に関わるところなのですが、これも完全な育児放棄というのは稀でございまして、どちらかというところと取り扱っているケースを見ますと、言葉が憚られるのですけれども、お子さんの方に精神疾患等ございまして、例えば発達障害や ADHD でその対処に困ってしまって、もう私たち夫婦では面倒見きれませんという部分が育児放棄っていう状況が見受けられますので、数字では現れてこないところですのでご説明させていただきます。

篠澤委員からお話されたとおりで、警察で認知される児童虐待につきましては、まず通報が第一ですので当然事件がある、それとも泣き声通報だとか、少し異常があるっていう情報に基づいてからの対応になってくるというのが現状です。ですので、皆様方みたいに個別に各家庭と調整を取っているであるとかそのような中で潜在的な虐待事案というのをどうしても把握しづらいというところがございしますので、その点につきましては各協議会通じて情報共有させていただければと思っております。特に個別ケース検討会議等に警察を呼んでいただきますと非常に有益な情報もございまして、こと重大事案に発展する前に警察としても対処できる部分がございしますので、その点につきましては今後ともぜひ出席させていただければと思いますので引き続きのご協力をお願いしたいと思います。

続きまして DV についてですけれども、私の感想としましては、やっぱり高齢者にかかる DV が最近多くなっていると思っております。警察で DV を対応いたしますと、当然その対処した後も、さらなるトラブル防止のために当事者同士を分離する措置を図ることになりますが、その分離を図るに際してやっぱり警察でも苦勞がありますので、その点をうまくできればいいなと思っております。具体的に申し上げますと、やはり高齢者ということでありまして、すぐ避難するところがない例えば長く相手方と離れたい、アパート借りたいと言っても高齢者というところですのでアパートを借りられない現状もありますし、いざ息子娘に頼って息子娘の家に行こうにもこども達にもそれぞれ家庭があつてなかなか行けないっていう状況があつてですね、警察に対応して再トラブル防止

のために分離措置を図らなくてはいけない、その分離措置をどう図ろうかというところに苦労しているという実情がございますのでこの場で少し紹介させていただきます。

最後ですけれども、要保護児童の話ですが、警察で認知した児童虐待の案件につきましては全ての児童相談所さんの方に通告いたしております。その通告したものにしましては警察の内部できちんと管理しておりまして、その通告した児童がどうなったかの回答についてはきちんと児童相談所さんから定期的にご連絡いただいておりますので、先ほど対処した後どうなっているのですかという話がございますので、こと警察での対応についてご紹介させていただきます。

私からは以上です。

【川端会長】

ありがとうございました。

それでは、ここで質疑をお受けしたいと思います。議題（２）の関係機関の取り組み状況に対しまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

【加瀬委員】

だいぶ前になるのですが、千葉の一宮に虐待を受けたこども達が保護されている施設があるんですけども、そこにお邪魔させていただいて、先生からお話を伺った中で虐待を受けて育ち、自分が親になってこどもを持っても８割が虐待するというデータがあるという話を伺って、びっくりしたんですけども、数字は今どうなっているかわかりませんが、そのような傾向が未だにあるのでしょうか。その辺、もし情報をお持ちでしたら教えていただきたいと思います。

【島貫委員】

本当におっしゃるとおりで虐待の連鎖は今も昔もありまして、８割という数字は把握しているところではないのですが、虐待を受けたお子さんが大人になって家庭を持ってお子さんを育てるって時には、やはり自分で受けた成育歴というか養育環境でしか経験していないまま大人になって家庭を持つってところなので、それ以外のしつけや育児を知らないことで、大人になり虐待の連鎖に繋がっていくと思うんですね。なので、早いうちからその連鎖を断ち切らなきゃいけないっていうところで、早いうちから予防だったりとか、早期発見っていうところで、最終的に家庭外措置っていうことで施設に入らなければいけない、家庭や地域で育つことができないお子さん達が施設に入っていくんで

すけれども、施設に入所っていうことにならずに、やっぱり児童相談所で保護をしたとしても家庭に戻して家庭や地域で生活させていきたいというのが変わらない思いではあります。おっしゃるとおりのことは今もあります。

【大塚委員】

補足で去年も話したような気もするんですけど、私が知っている、文献というか調査ですけど、欧米のやつですが虐待を受けていて成人になってこどもができた時に3割はやっぱり虐待してしまう、3割は普段はしないけど、その親がストレスがかかった時にやっぱり虐待してしまう、その残りの3割は虐待をしないっていう調査があって、虐待を受けたのになんで虐待をしなかったのかっていう人を調べると12歳ぐらいまでに親には虐待されてもそれ以外の大人にすごく大事にされて、信頼関係のある大人に囲まれて育つと虐待をしない親になれるっていうのもあるんですね。

おっしゃったように、親はしょうがない所もあるけど、学校の先生だったり地域の人だったりっていう人が関わってくればすごく予防できるというような話もありますけど、でもちょっと昔の話なので、そういう本当は何か調査みたいなのができたらいいのかなと、難しいところあると思うんですけど、以上です。

【川端会長】

ありがとうございます。他にご質問等ございますでしょうか。

【宮代委員】

先ほどお話がありました、お母さんがその幼児こどもに対して虐待をする中で、そのこどもが発達障害持っているとか、その親御さんにしても、どう対応していいのかわかっているのかわかっていらっしやらない。

私もう一つ、社会福祉法人の方で、今市内で2箇所児童発達支援センターを運営しております。ここで定員100名ぐらいなんだけども必ず毎年、家児相さんなり、市川児相さんなりにお世話になるというか、ケース会議等でご一緒させていただくような報告を受けております。

児童発達支援センターに通ってくるというそういう繋がりができればいいんですけども、家庭で孤立して暮らした時に、そこに福祉的なケア、しかも発達障害というこどもをどう育てていくのかっていう、それをアプローチがちょっと薄いかなって気がします。

制度的には国が作りました、保育所訪問指導という保育士等が家庭に入っていくって、いろんなアドバイスしたりとか、一緒に考えたりっていうようなこ

と、場合によっては福祉に繋いでいくみたいなそういう制度があるんですけども、その辺をもうちょっと考えていかないと今正直申し上げまして発達障害って方がものすごく増えています。

知的にはそんな顕著な子ではないけども、やっぱり集団生活ができないとか、意思の疎通がなかなか難しいっていうお子さんが如実に増えていることは実感していますので、その辺の工夫もやってかないと、なかなかその家庭にダイレクトに届くとかっていうことが難しいなっていう感想です。

以上です。

【川端委員】

ありがとうございます。

【大塚委員】

すいません。たびたび先ほどの発達障害ですけど。本当に確かにこれから課題が多くて5歳児健診とかも話もありますけど、もっと前から早期に対応して早く療育すればするほど、社会適応はいいと思うんですけど、そうですね、まだ例えば児童精神科医とかもすごく少ないですし、検査するって言うてもどこもすぐ予約でいっぱいになっちゃうっていう限界はあるんですけど、限界がある中でとりあえず本当に各部署が連携しながら家庭が孤立しないようにするっていうのが大事なかなと思います。親御さんの特性であんまり外に出たくない、繋がれない方、SOSができない方っていう方がどうしても深刻化してしまうパターンはあると思うので、早めにですよね、本当になんか妊婦さんの時からとかそんな体制を今本当作っているところなんだと思うんですけど、より一層大事なことだと思ってやっていくしかないのかなと思っています。

あとそれといろいろあるんですけど、実際に児童相談所さんから具体的にこの辺がもうちょっと連携とかいうのがあったら教えていただければと思います。

【島貫委員】

はい、ありがとうございます。その児童虐待全般的に。

【大塚委員】

各関係機関みたいな。せつかくなんでちょっとこの辺がとかそういう話がきたらと。

【島貫委員】

はい、ありがとうございます。

先ほども私もお話ししましたが、本当に1年後には船橋市児相さんが開設するということで、県児相の船橋支所は閉所になるというところで、この1年すごく船橋市の中で連携してやっていくということがすごく大事なのではないかと痛感しております。

先ほどお話があったように、本当に発達障害のお子さんを育てるのが難しいというところで、家庭内で暴れて警察を呼んで、警察さんの方に面倒見きれないっていう風に親がお話をして、ネグレクトっていうところで通告来て身柄付きの児童通告とのことで、一時保護所で保護されるっていう流れがあるんですけども、先生もお話しされたように、本当に妊婦のうちから赤ちゃん訪問もできて、本当に虐待までいかないうちに違和感というか、保健師さん達、最初に妊産婦ですと保健師さんが関わっていくと思うんですけども、違和感っていうのを覚えた時からやはり関係機関、市の中で連携して扱っていったらどうという支援が入ったらこの家庭は虐待っていうことにならずにやっていけるのかというところを本当に意識高く持っていただければいいかなってふうに思います。

児童相談所はやはりまだまだ世間からだとか児童相談所イコール虐待で、児童相談所は介入、保護ですね、一時保護は児童相談所しかできないのももちろん必要があれば私たちそういう判断をして動いてはいくんですけども、やっぱり発達障害を抱えたお子さんだとか、お母さんお父さん達とか、あとご自身が精神疾患とか発達障害持ちのお父さんお母さん達で虐待をしている認識はないけれども、やっぱり児童相談所が来るってなったら虐待って言われたみたいところで余計に地域から孤立して、あと家庭児童相談室と児童相談所も名前が似ているので、混同されてしまって家庭児童相談室さんが行ってくれている中なのに、児童相談所が家に来たいなところで、虐待なんて私はしてないんだからみたいところで、繋がれなくなってしまうたりもしているところはあるんですけども、なので、本当に虐待にならない早期発見と予防の観点からもしていただければいいかなと思います。なので、ちょっと気になるなとか違和感があるなとか、ちょっと心配だなっていうお子さんはまず保健師さんだったりとか、あと家庭児童相談室の方にご相談っていう形であげていただけると、孤立しないうちに支援が入って、そして保護とか、養護施設入所みたいところにならないで繋がっていけるかなと思うので、市の方でこの辺も意識高く持ってやっていただければ取り組んでいただけるとありがたいかなと思います。

【川端会長】

ありがとうございます。宮代委員と大塚委員からいただいたご指摘と、目の

前の話としては島貫委員がおっしゃっていただいたとおり、その庁内の連携を深めていくということだと思います。令和8年度からは母子保健とこどもの福祉の支援も一体化したこども家庭センターっていうのを本市でも作りますので、児童相談所との連携も深めながらその庁内全体として支援の必要な方のアプローチを深めていくということかなというふうに思っております。

もし、行政の方から何か追加等ありますでしょうか。

【鈴木尚哉委員】

すいません、この後、家庭児童相談室からの報告であったり、児相準備課からの報告の中でも一部重複する部分もございますけれども、今局長が申し上げましたこども家庭センターのお話であったり、児童相談所開設準備課の方からは先ほど島貫委員の方からあと1年を切っているので庁内の体制であったり、支所に今19名の職員を派遣しているというお話ありましたが、その他にですね、様々な県から移譲を受ける事務がございます。例えば児童養護施設に入所している児童への措置費の支払いであったり、その他児童福祉審議会の設置であったり、様々な事務が発生しますので、それを県の所管している色々な課と船橋市がそれを引き継ぐべき児相準備課だけではない、色々な課、こども政策課であったり療育支援課であったりが個別にですね、どういう事務があって、どのくらいの時間と人数がかかってというような詳細な内容現在詰めているところでございます。

島貫委員から御心配いただきましたけれども円滑に事務が引き継げるように取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【川端会長】

ありがとうございます。他に皆様からご質問等ございますでしょうか。

【金子委員】

金子です。先ほど大塚先生がお話したように早期発見。民生委員の立場で言わせてもらえば、発達障害の子とか、生まれてから不思議だなと思うようなこどもがいると思うんです。民生員の立場から言わせていただくと、どこで今赤ちゃんが生まれたかどうかもわからない。訪問していいのかもわからない。ある程度小学校に行っている、保育園に行っている子に対して、あそこの生まれだねっていうのが分かるんですが、それ以前っていうのはなかなかつかめないですね。それこそマンションも増えちゃったし、その点については市長さんと話したこともあったんですけども、1ヶ月訪問があるからその時点で分かるんだ。でも保健師さん達は分かっても民生委員として地域で活動している人

たちは、赤ん坊の声が今聞こえないじゃないですか、赤ちゃんどこでビービー泣いているよってという話は、だからそれが早く分かるようであればいいのかなっていう気がしたんですけれども。さっきもなんかの立場で言わせてもらえれば1歳、0歳児になって、すすすくとかそういうところに出てくる子はいらんですけど、出てくる子はいいいんですけど、家庭にママとこども達2人だけですからすごく不安に思っている親子はいて、それでその人達の掘り起こしをどうしていいのかなってというのがすごく考えるところなんですけれどもね。そういう感じで立場っていうかね、民生委員としては、実際にはなかなか生まれたというのが分からないっていう、ばあちゃんになればなるほど分からない、という意見です。

【川端会長】

ありがとうございます。この場には担当課がないところではありますが、民生委員の方との情報をどう共有していくかっていうのはよく考えていきたいと思います。その他、皆様方からご質問等ございますでしょうか。

【大塚委員】

すいません手短に、最近連携本当に大事だと思うんですけど、連携の難しさっていうのを私は感じていて、例えばこの間ある精神科の医師の会があって、別の市の児相さんとの連携協議会があったんですね。その時に今は例えば個人情報連携の中では本人の同意がなくても提供してもいいってことになっているんですが、やっぱり一般の精神科医って本人の同意がないのに提供するのとはすごく抵抗があるんですね。それで児相さんの方はまだ調査中だと情報を言えない、でも情報くださいっていうのにすごく抵抗がある医師たちがいると。それでなんか児相批判みたいな感じになってしまったんですけど、その辺はやっぱりちょっと丁寧に説明しないとそれぞれの機関の常識みたいなものがあるんですが、何でやらないんだみたいな感じになるけど、その相手方の機関の立場というか、その事情っていうのもあるから、そこをちょっと加味してやっていかないと連携とは言いつつも、いつも摩擦が起きてしまうみたいなものがあって難しいかなっていうのは思っています。あと、警察さんなんですけど、行った時にちょっと先ほどね、お子さんが発達障害で暴れていてみたいな時って、例えば他の相談機関とか行っているんですか、とかそう確認とかされるんですかね。

【宮坂委員】

船橋東署の宮坂から回答します。先ほどの件につきましては確認しております。大体のケースでは、お子さんが暴れて現場に行きましたという大体の流れ

を結構説明させていただきます。

まず通報が入ります。当然その該当家庭から話を聞きます。息子ちょっと発達障害があつて暴れていて、手に負えません。どうしたのでしょうか。その後の二次被害のことを考えますと、先ほどのDVと同様で分離措置を図る必要がございます。その分離措置をどうするかっていうところにつきましては、常日頃市川児相さんの方でもう2つ返事で扱っていただいているってところで、本当にその点につきましてはご協力感謝しております。その後なんですけれども、当然そのお子さんについてはかかりつけの病院がありますので、そのかかりつけの病院に行ってもらふようにということでその対応は終了しております。

大体がこどもの暴れというのは一時的なものでありまして、それが、常習的という言葉ではないんですけれども、波がありまして、その1回が治まって、担当の先生に見てもらふ。そこの1サイクルで一度は区切りがつきますので、その後、警察が二次被害については認められないという部分を確認したところで対応は終了といたしております。ただその後やはり時期を置いて、同じ方の通報が入るということはままございますけれども、それは都度都度対応して、やはり同じ対応、どうしても抜本的な解決策とはなっていないのが実情なので、二次被害を防止するという、一時的な部分のみで対応しているという状況が現状だと考えております。

以上です。

【大塚委員】

ありがとうございます。それでまた病院も行つてねって言った時に、来なかったりとか、結局あまり情報がこないことがあるので、可能なら、このご家庭に行きましたよっていう情報って、直接医療機関に連絡することってできるんですか。

【宮坂委員】

どうしても署長の指揮を受けて警察業務を行っておりますので、ここの場でこうできます、ああできますって回答は、保留させてください。ただ、確かに今おっしゃられた通り、警察としましてもその後の実行があつたかを確認する、当然病院に行っているっていうことであれば、それはそれに越したことはございませんので、非常にいい話だと思っておりますので、もし可能であればそのような連携を取れる関係を構築できるかと思います。ということで、今現在そこまでやってないっていうのは、この会話で分かってしまうところではあるんですけれども。確かにその通り、今回の実行を検証するっていうのは必要だと思います。

ますので、病院への連絡っていうのも非常に有効な話だと考えております。
以上です。

【大塚委員】

ありがとうございます。結構親御さんって、病院であんまり本当のこと言っていない場合もあって、病院も悪いんですけどあんまりこう話聞く時間もなくて、さらさらって薬だけもらって実は今大変みたいなこともあるんで、もし警察が来たよと直接あったら、思っているより大変なんだなっていうこともあると思うので、もしそういう方向でお話進めていけそうなら直接連絡がいくっていうのを、もししていただけたらありがたいです。
以上です。

【川端会長】

ありがとうございます。他にご質問等ございますでしょうか。ないようでしたら、次に議題３ 家庭児童相談室及び女性相談室の取組状況について家庭児童相談室から説明をお願いします。

〔３〕議題（３）家庭児童相談室及び女性相談室の取り組み状況（船橋市）

①家庭児童相談室

【奥野所長】

家庭児童相談室の奥野でございます。

私からは、資料６－１「家庭児童相談室における相談実績（令和６年度）」と資料６－２「家庭児童相談室の取組について」説明させていただきます。

はじめに令和６年度に家庭児童相談室によせられました相談実績について説明させていただきます。

資料６－１をご覧ください。

（１）の「相談件数 総数」ですが、令和６年度は１，４２９件でした。総数のうち虐待相談件数は５９８件で、相談総数の４１．８％でした。相談総数に占める、虐待相談の比率は昨年度（総数１，６１４件、虐待６８０件、４２．１％）と同等程度です。

次に２ページをご覧ください。（２）の①虐待相談の種別の内訳です。年齢別でみると、０歳から６歳までの未就学児童の件数は３０８件、５１．５％と半数以上を占めております。小学生は１８４件、３０．８％でした。

真ん中の円グラフは虐待相談の種類別内訳です。心理的虐待が２４５件で４

1. 0%と最も多く、次いで身体的虐待が214件、35.8%でした。

②の主な虐待者の内訳では、実母が374件、62.5%と最も多く、次いで実父が197件、33.0%でした。

3ページをご覧ください。

③の経路別受付件数の内訳ですが、学校・教育委員会からが130件と最も多く、次いで、福祉事務所からが129件、家族・親戚からが94件、近隣・知人からが43件でした。

家庭児童相談室における令和6年度の相談実績についての説明は以上です。

続いて、資料6-2 家庭児童相談室の取り組みについて、説明させていただきます。1ページをご覧ください。

1. 令和7年度の家庭児童相談室の体制は、令和8年度の船橋市児童相談所の開設及びこども家庭センター開設に向けた体制構築と職員育成に努めているところであります。

令和7年4月に子育て世代包括支援センター「ふなここ」の業務が統合され令和7年4月1日現在 産育児休暇職員6名を含め67名の体制で対応しております。

児童虐待をはじめ育児不安や特定妊婦、養育上の問題に、複雑な家族関係や背景、問題を含む相談が多いことから、児童相談所の職務経験者を家庭児童相談スーパーバイザーとして継続して配置し、指導・助言等により職員の専門性の向上など育成に努めております。

母子保健分野であった子育て世代包括支援センターふなこと児童福祉分野が連携し、特定妊婦や養育力の低い親の対応等、日々協議をしながらケース対応にあたっています。

続きまして、2. 関係機関との連携です。

家庭児童相談室で要対協管理している要保護児童及び要支援児童について、通園先、通学先などの関係機関に対して、電話連絡だけでなく直接訪問し、日々の様子を伺うほか児童との面接にご協力をいただき、加えて書面での情報提供をお願いするなど、ご協力をいただいております。

令和6年度は、延べ6, 168件の情報提供をお願いしました。

また、民生・児童委員との連携では、船橋市民生児童委員協議会主任児童委員の代表者会議に参加をさせて頂き、早期発見や見守りのご協力や、情報交換等の場とさせていただくなど、連携を図らせていただいております。

母子保健・地域子育て部門等とは日ごろの連携に加え、特に発達支援に関する情報交換会等を行い、連携強化に努めています。

令和6年度は、こども家庭センター開設に向けた、「こども家庭センター設置連携会議」等を行い、令和7年度から地域保健課所管である子育て世帯包括支援センター「ふなここ」の業務が家庭児童相談室に統合され、母子保健機能と児童福祉機能を一体化した、双方の特長を生かした相談支援を進めています。

その他、通報の対象となったこどもの安全確認や情報収集などのための調査依頼、連携依頼など必要に応じて多くの関係機関の皆様のご協力をいただいております。

2 ページ下段をご覧ください

3. 児童虐待予防の取り組みについてです。

(1) の養育支援訪問事業についてですが、子育てに不安を感じている家庭や、養育者の病気等で特に支援が必要と判断した家庭に対して、助産師を定期的に派遣することで、虐待予防の取組を行っています。

令和6年度は20家庭へ延べ221回、養育支援訪問員を派遣しております。

(2) の子育て世帯訪問支援事業についてですが、特定妊婦や子育てに不安を抱える家庭、養育面の支援が特に必要であると判断した家庭に対し、訪問支援員を派遣し家事援助を行うことにより、虐待の防止等を図っています。

家事等援助は、公益財団法人船橋市福祉サービス公社に委託しています。

令和6年度は新規7件（受付8件）、前年度からの継続1件の計8家庭に対し訪問支援員を延べ87回派遣しています。

(3) 暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を学ぶグループワーク「子育てのヒントを学ぼう」は親支援のためのグループ指導で、こどもとの健全な関係の形成につなげ、虐待の予防や親子関係の回復を図るものです。

1コース3回開催の講座を11月と1月に2コース開催し、それぞれ延べ6名、延べ28名で計延べ34名が参加しました。

参加者の募集は、広報掲載の時期の検討や船橋市公式ホームページの船橋市の子育て応援・情報サイト「ふなっこナビ」や子育て支援情報メール配信サービス「ふなっ子メール」に掲載したほか、チラシを作成し児童ホーム等に掲示いただいたことで、2コース目の受講者が増えております。

(4) まちづくり出前講座 及び 研修等についてです。

まちづくり出前講座は、市民の学習に役立ててもらうために市の事業や施策

などについて説明する社会教育課の事業で、家庭児童相談室でも児童虐待の理解と予防に重点を置き、平成24年度より市民からの要望に応じ、随時開催しております。

令和6年度は2件の申請を受け、延べ21名の受講がありました。

出前講座とは別に、新任児童民生委員・児童委員研修会、介護専門員研修会、医療センター主催の児童虐待対応研修会に講師依頼を受け、「児童虐待対応における家庭児童相談室の役割」「家庭問題・重層的支援について」「児童虐待を疑う状況を把握した場合の対応」「具体的な見守りについて」等の講演を実施しました。いずれも評価をいただいております。

4ページをご覧ください。

4. 啓発活動についてです。

(1) 児童を対象とした相談啓発活動といたしまして、児童虐待の早期発見・早期対応だけでなく、こども自身が抱えている心配事や悩みなど、こども本人から相談を受け付けるため、こども専用ダイヤルの番号を記載した児童相談啓発ポスターデータを市立小学校55校、市立中学校26校、市立特別支援学校、市立船橋高等学校及び私立中学校の児童、生徒に貸与されているタブレット端末に掲載しております。また、ポスターデータを掲載した学校を含む、市内の学校及び児童相談啓発ポスター500枚を配布し、掲示の依頼をしました。

5ページをご覧ください。

(2) 児童虐待防止啓発活動といたしまして、児童虐待防止法が施行された11月に「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」として、町会や自治会、学校、市内公共機関などにポスターの掲示を依頼しました。

また、公用車59台とタクシー協会様のご協力をいただき、市内のタクシー約400台の車体に児童虐待防止マグネットの装着をお願いし、啓発を行いました。

そのほか、市役所、保健福祉センターのロビーで、児童虐待防止啓発に関するポスターの掲示を行いました。

また、千葉県タクシー協会京葉支部が設置しているデジタルサイネージにポスターデータを掲出しました。

さらに、市職員に対し、11月に児童虐待未然防止等の基本研修としてeラーニングを実施しました。市職員への啓発及び知識のさらなる向上につながるよう、引き続き取り組みを実施してまいります。

以上、資料に沿って、簡単ではございますが、家庭児童相談室の取組等につ

いて説明させていただきました。

【川端会長】

次にこども家庭支援課女性相談室から説明をお願いします。

[3]議題（3）家庭児童相談室及び女性相談室の取り組み状況（船橋市）

②女性相談室（こども家庭支援課）

【吉澤課長】

こども家庭支援課の吉澤と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、資料7「女性相談室の状況」について説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

資料をご覧ください。まず、1. 女性相談室についてです。

本市女性相談室は、女性の幅広い相談やDV被害者等の相談に応じるとともに、傷ついた女性の心の悩みに寄り添い、ともに考え、相談者自身が意思をもって、自立に向けた一歩を踏み出せるよう支援をしております。

特に、複雑・多様化している相談内容については、福祉部門や教育委員会、その他関係機関と連携した対応を図ることにより、例えば、DV被害の裏に隠れた問題として生じている 児童虐待への早期発見・早期介入へつなげるなど、女性自身や 家庭の状況に配慮した支援を心がけているところです。

なお、平成30年には、配偶者 暴力相談支援センター機能を整備し、相談を行ったことの証明書（DV相談証明書）の発行や、DV被害者が地方裁判所に 保護命令の申立を行う際の援助等の機能を備え、DV被害者支援の拡充を図りました。

また、弁護士へ法律アドバイザーを依頼し、必要に応じ、法的視点からの助言を受けられる体制を整えております。

職員体制は資料に記載のとおりで、相談業務にあたる女性相談支援員は常勤職員の保健師2名、会計年度任用職員6名の計8名です。

取組内容ですが、相談を電話又は面談でお受けするほか、必要に応じて相談者が各種手続きを行うことができるよう同行支援や、緊急を要する際には、安全を確保するための避難支援などを実施しております。

また、女性相談支援員については、幅広い知識と能力が求められることから資質向上のため研修会等へ参加をしているほか、戸籍等の窓口職員など庁内職

員向けの研修も実施しているところです。

次に 2. 相談件数でございます。

女性相談室における、令和 6 年度の相談件数は 2, 8 1 5 件で令和 5 年度と比較し 2 2 1 件の増となっております。

これは、令和 6 年 4 月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行され、これまでも女性相談では女性への様々な相談に応じてまいりましたが、社会的な周知が進んだことも相談件数増加の一因になるのではないかと考えています。

相談件数のうち、暴力に関する相談は 6 4 1 件と、相談種別の中で最も多く約 2 割ございました。

なお、この表の「暴力相談件数」とは、配偶者からの暴力だけでなく、交際相手や親族からの暴力に関する相談も含まれています。

配偶者に限定した暴力の相談件数としては、下の表＜相談内容別内訳＞に記載する「暴力のうち DV のみ」欄に示した件数で、令和 6 年度は 5 3 0 件でありました。

また、相談内容は、多いものから「精神・医療関係」「暴力」「家族関係」となっており、内容としては、夫婦間や親密な間柄にある関係のトラブル、姑や兄弟またはこどもとの関係が悪く生じているトラブルなど、人間関係に悩んでいる方が多い傾向がみられます。

また、こどもを巻き込んだ被害の相談も多く寄せられています。

引き続き DV 被害者や同伴家族にとっての安全を第一に、秘密が守られる状況下で継続的な相談、関係機関との連絡調整、そして被害者と共に問題解決ができるよう体制を整備し支援していきたいと考えております。

最後に 3. 一時保護件数です。DV 被害者等からの相談を受ける中で、一時保護が必要なケースについては、千葉県女性サポートセンターへの入所により身の安全を確保する場合がございます。

その件数ですが、令和 6 年度は 6 件となっており、こども同伴で入所となったケースが 1 件ございました。

今後も引き続き、女性の幅広い相談に応じるとともに、DV 被害者等の自立に向

けた支援に努めてまいりたいと考えております。

女性相談室の説明は以上でございます。

【川端会長】

ただいま説明のありました、家庭児童相談室と女性相談室の取り組み状況につきましてご質問を受け付けたいと思いますけれども、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

【太田委員】

女性サポートセンターです。虐待の方の資料の2ページで、主な虐待者っていうところで実父と実母っていうところでまあ実母の数がずいぶん多いのかなというふうに、これは全体的に県の中でも見てもそうなのかなと思うんですけども、ただ私女性サポートセンターで、ここだけじゃなくて印旛地区とかにもこういう会議に参加するんですけども、ある市によりますと、まず母親は赤ちゃんが生まれると、こんにちは赤ちゃんだか、そういうのを必ず書いて、その資料送って市はそれをもったら必ず行かなくちゃいけないみたいなので、結構その実父と実母の虐待っていうのを実父と実母が逆転しているケースがあったので、そういったところから母親に対する支援っていうような所で、その他の3ページの資料とかで、養育支援訪問事業とか子育て世帯訪問支援事業っていうのが、(1)方が20家庭と(2)の方が8家庭ということで、虐待のケース数の割には事業を受けられている家庭が少ないのかなっていうのがあったんですけど、これが普通なのかなっていうレベルも分からないんですけども、他に母親に対するこういう支援事業っていうのがあるのかなっていうのを確認できればなと思います。

【川端会長】

行政の方で答えられますか。

【村山副主幹】

家庭児童相談室の村山と申します。養育支援訪問事業等子の事業についてですが、他のサービス導入がなかなか調整できない方について導入しています。事業としては、利用者負担がない事業です。また、早急に事業を導入しなければならない方が多い状況です。年度によって少し増減はある状況ではあり、今年度は昨年よりもちょっと上回るぐらいのペースで利用しています。他の障害のサービス、実際に精神保健福祉手帳等をお持ちの方とかもいるので、そういうサービスがすぐ使える状況にある方はそのサービスを優先し、サービスを導

入するまでの間のつなぎで養育支援訪問事業等を利用する方もいます。

【川端会長】

あと、本市ではこんにちは赤ちゃん事業ということで生後60日の全ての赤ちゃんのいる世帯に保健師は訪問等を行っているというような事業もあります。

【村山副主幹】

そうですね、船橋市ではこんにちは赤ちゃん訪問事業等があります。出産した方に対して全員のところに、保健師とか助産師さん看護師等の専門職が訪問しているので、体調不良や精神的な面の不安があったり、もともと知的に低い方もいらっしゃるので、そういう方については継続して家庭訪問をしていきます。

支援が継続して必要な家庭には、保健センターからふなこの方へ母子保健会議等で連携をしていただくことがあります。ふなここが母子保健のハイリスクの部分を担当しているところがあります。

【川端会長】

ご質問ありますでしょうか。もしないようでしたら、次に議題4の報告事項、船橋市児童相談所の設置について児童相談所開設準備課から説明をお願いします。

[4]議題（4）報告事項

①船橋市児童相談所の設置について

【横山課長】

はい、児童相談所開設準備課長の横山と申します。よろしくお願いします。昨年も報告させていただいておりますけれども、船橋市児童相談所の設置につきまして、ご報告をさせていただきます。市では船橋の全てのこども達の安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点といたしまして、児童相談所開設に向けた取り組みを進めております。主な経緯と進捗状況ということで令和3年4月にですね、整備地及び敷地面積を決定した後、順次進めていきまして、今現在、工事中という形でございます。

令和8年3月に竣工予定でございまして、令和8年7月に開設という形です。

詳しく説明をさせていただきます。2.現在の状況と今後の予定ということで、まずは施設整備につきましてご説明をいたします。

令和6年7月に建設工事に着手し、令和7年3月に基礎工事が完了。現在は地上躯体工事を行っております。また再生可能エネルギーの活用を図るため、令和7年11月頃から太陽光発電設備を設置する工事を行う予定で、竣工は令和8年3月末を予定しており、4月から3ヶ月間開設準備期間を経まして、計画通り令和8年7月の開設を予定しております。

人材確保、育成でございます。児童相談所に必要な職員は多岐多様に渡ることから総務部と協議の上、開設までの研修期間等を考慮して計画的な配置、採用を進めるとともに、職員を各自治体の児童相談所に派遣し、実務を学んでもらうなど育成を図っております。

2ページにお進みください、千葉県との協議でございます。

先ほど部長からも話ございましたけれども、県と協議を進めてございます。

児童相談所設置中核市といたしまして、県より移譲される350項目程度の業務につきまして、適正に引き継ぐため千葉県と市の各所管課におきまして、協議調整を行っております。

また、人事交流や事務引継ぎ、社会的養護に関する里親や入所施設に関する事項など、様々な事項におきまして、県と市で検討する必要があるため、県市児童相談所設置検討会議を設置いたしまして継続的に協議を行っているところでございます。

政令指定の要請でございます。中核市が児童相談所を設置するためには、政令を改正し、児童相談所設置市に指定される必要がございます。

そのため令和7年1月14日付でこども家庭庁に対しまして、本市を児童福祉法に規定する児童相談所設置市の政令指定を要請しているところでございます。

システム構築でございます。昨年の会議につきましても、システムを構築するということでご報告させていただいているところでございますけれども、令和8年7月の児童相談所開設に向けて相談記録作成など児童相談所業務にかかるシステムを令和6年度に導入いたしました。

令和7年3月から家庭児童相談室にて使用しております。

このシステムにつきましては、児童の相談記録を記録できる基本的な機能に加えまして、持ち運び可能な端末（iPad）で運用することができ、外出先から記録の作成や閲覧が可能となります。

また、チャット機能を用いて外出先から写真等の状況証拠を管理職等と共有することができることから、迅速かつ正確に報告、相談を行え、適切な判断指示が可能になりました。今年度は児童相談所の開設に向けまして、里親や一時保護に関わる業務などの児童相談所版システムへの機能拡充を行う予定でございます。

その下のところで、システムの概要ということで、外に出て訪問する機会が多いということもございまして、外で報告ができる、または記録が見られるというような利点があるということで考えてございます。

では3ページをご覧ください。里親等啓発でございます。

一時保護所や入所施設に代わって児童の社会的養護になっていただく里親を確保するため、令和5年度より市独自で里親制度説明会を実施しております。

令和7年度は説明会のほか新たに商業施設にて里親制度普及啓発を目的としたイベントの実施や市のホームページ等に掲載する里親制度普及啓発動画を作成いたします。

下の表はですね、商業施設を含めまして、公民館等で行うイベント、里親制度説明会日程でございます。こういった形で実施してまいります。

下段の方で3番目ですね。市児童相談所整備概要でございます。

建設地につきましては、若松2丁目ということでJR南船橋から徒歩6分の場所に設置いたします。一時保護所の定員が32名ということで考えてございます。

4ページ目をご覧ください。こちらがですね、完成イメージ図ということで、正面の入り口から見た予想図という形でございます。3階建てになります。その下にですね、進捗状況ということで写真ございますが、これは航空写真で撮っておりますけれども、この今作っているところがですね、3階の床面ということで、今3階まで工事が進んでいるという状況でございます。

児童相談所開設準備課の報告は以上でございます。

【川端会長】

ただいま説明のありました議題（4）の報告事項、市の児童相談所の設置につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【豊田委員】

船橋保育協議会の副会長しております、豊田です。よろしくお願いいたします。

ここに現在の状況と今後の予定というところで、人材確保、育成というところがございます。その中で多岐多数に渡るこの職員のって書いてありますけれども、保育士ですと、ここには何名の職員の方が必要となる予定なんでしょうか？

【横山課長】

はい、職員なんですけれども、まず全体といたしましては141名ということで今考えているところでございます。

保育士につきましては、予定といたしましては、39名ということで予定をして

おります。

【豊田委員】

ありがとうございます。

【川端会長】

お待ちいただいてもいいですか。

【藤沢課長補佐】

補足をさせていただきます。児童相談所は一時保護所併設ということで計画をしております、保育士及び児童指導員という形で今課長が話したとおり39名の職員を予定しており、その中で職種が保育士については、おおよそ、その半数で見込んでおります。保育士及び児童指導員という形で39名の確保を目指しているというところでございます。

【豊田委員】

現在、船橋市内の私立の保育園は非常に保育士不足が危機的な状況で悩んでおります。

今までお話聞いた中でもいろいろな、その最初の時点でお子さんの異常、家庭の異常を察知する場所としては保育園が一番多いのではないかと思います。

ただ今その保育士不足の中、保育士達は非常に疲弊しております。

この状況なんとかしないとそういったいち早い察知ということも不可能に近くなるというふうに今危惧しております。

その保育園と一概に申ししましても、公立と私立は全く違うものでございます。

今私が申し上げたのは私立の保育園が今危機的な状況ということで、皆さんホームページ等見ていただければ分かりますように、私立の保育園は待機児童が多い中、今定員を減らしております。それは保育士不足というところから、定員を減らす他ならないというような危機的な状況にあります。今いる保育士達も非常に疲弊しておりますし、こども達にも影響がある。なおかつそのいろんな機関が連携するというふうにおっしゃってくださいましたけども、個人情報の難しさですとか、後はそのいろんな機関が増えれば保育園が拠点となりますので、連携しなきゃいけない。その機関が増えるということは保育士にまたそれはそれで非常に負担が重くのしかかっていくということです。

今保育士が短い期間で離職するという、内容としては責任が重い。それとこともだけじゃなくて保護者対応や家庭環境のことまで関わらなきゃいけないっていうことの負担で、若い職員はみんな辞めてっております。

以前の監査の時に監査の指摘事項で、保育士さんがやめないように努力してくださいって私言われたことがあったんですけども、それは大きな間違いで、やはりシステムに問題があるというふうなことです。これは少し問題が逸れてしまったかもしれないですけども、根本なところでそこ解決していかないと何か万が一本当に大きなことが起こらないと限らない。起こるところでギリギリで支えているっていうことも、多々今まで経験上ありましたので、是非そこをお考えいただいて、保育園は、最前線にいるということだけ忘れないで助けていただけたらと思います。よろしくお願いします。

【川端会長】

豊田委員、ありがとうございます。よく考えていきたいと思います。

【豊田委員】

ぜひ、よろしくお願いします。

【川端会長】

大塚委員お願いします。

【大塚委員】

はい、先ほどの話も非常に重く受け止めておりますけど。小学校とかだと、スクールアシスタントさんとかスクールロイヤーさんとか最近導入されているじゃないですか。そういうのもあって、ご負担がね、その保育士さんが全部やるのって絶対大変だと思うんですけど、そういうのを市の方で考えてあげていただいたらいいのかなと思って、あるのでしょうか。そういうの。

【豊田委員】

皆さん色々機関は増えていくんですけども、例えばその要保護児童がいると、そのこども発達相談センターだったり、家児相さんとだったり、連携しているとそこに毎月きちんとその子がどうであったかっていう細かい記録を出さなきゃいけない。それは保育園によっては1人かもしれないけど、3人かもしれない、4人かもしれないでそういったことで保育士さん達はそういう記録物も細かく提出しなきゃいけない。もう非常に大きな労働だと思います。

私たち保育士は今 ICT 化が進められていますけども、仕事が減ったことはありません。私はもうこの仕事を40年近くやっていますけども、この仕事、減ってよかったね、減るって言い方は変な言い方ですけども、まとまって、より良くなったねって思えたことは正直一度もないです。またこれも増えるんだ、これも

出さなきゃいけないんだ、これとこれ同じな様な感じだけど、これも出さなきゃいけないのっていうようなことが多いです。だから、現場の負担を少しでも減らして保育士達が笑顔で、そしてそういった困っているお父さんお母さん達にも十分余裕の持った心理状態で接するにはやはりマンパワーがないと今現状では本当に危機的な状態で、全部の保育園ほとんどが定員を今減らしています。

うちの保育園も実際一昨年までは120人定員でしたけど、今90名に減らしています。職員の数は変わりません。ということは、やはりそれだけ大事にお子さんや家庭を見なきゃいけないっていうことに今なっているということだと思えます。それでも、足りません。なぜかという保育士も休ませなきゃいけないですし、研修にももちろん行かせなきゃいけない。先ほど宮代先生おっしゃったみたいに、ああいう所と連携をしてもっと勉強しなきゃいけない。でもそういう余裕は全くありません。なので、綺麗事ではなくて、今本当に保育園が一番子どもや親と一番近くにいる私たちが困っているということを知っていただきたいというに思います。

【大塚委員】

さっきの統計でやっぱり半分は未就学児ってことですから、本当は一番ケアしていかなくちゃいけないところですよ。でないと、やっぱり時間が経てば経つほど子どもの傷って治りにくいというか、それだけすごい手間もなんでしょうね、コストもかかっていくみたいなのところもあるんで、やっぱり本当一番手厚くやっていかなくちゃいけないと思っています。よろしくお願いします。

【川端会長】

ありがとうございます。

【大塚委員】

ちょっとごめんなさい。児童相談所の名称なんですけど、今度子ども家庭センターになるじゃないですか。子ども家庭センターでまとまる中の児童相談所とか家児相っていうことになるんですよ。

【川端会長】

全体像を改めて説明いただければ。

【横山課長】

ありがとうございます。子ども家庭センターにつきましては、今ある家庭児童相談室とふなこことって、児童福祉の分野と母子保健の分野とが家庭児童

相談室の中に今一緒になっておりますが、それと後はDV支援とかそういったものが一緒になってですね、こども家庭センターということで設置をするという予定でございます。それとは別に児童相談所があるということで、児童相談所とこども家庭センターが別という形で考えているところです。

以上です。

【大塚委員】

すみません、では児童相談所ですではなくて、こども家庭センターですっていう感じではいけないって感じですかね。別々なんですよもんね。児童相談所が来たっていうと、ものすごくお母さん達、親御さんたちがなんででしょうね、もう駄目だみたいなイメージがあるからこども家庭センターですっていけるのかなとか思ったのですが、別組織だったら、それはちょっとやっぱり児童相談所ですっていう名称を言いながら市民の方と関わっていくってことですよね。

【横山課長】

すみません、児童相談所開設準備課でございます。ごく大雑把に分けると虐待につきましては児童相談所でそれ以外につきましてはこども家庭センターというところで、扱うというふうになっておりまして、相手の方のその市民の方、受け取りは分かりませんが、その虐待まで至らないような問題があるということであれば、こども家庭センターということでお伺いすることはできるかなというふうに考えております。ただ、今日の会議の中でお話ありましたけれども、その区別がつかない方がいらっしゃるとか、そういった問題はあるかもしれません。

以上です。

【大塚委員】

ありがとうございます。児童相談所っていう名称のイメージアップみたいなのができたらいいかなとか、普段思っているのも、何かあったら。また考えてみてください。以上です。

【山田委員】

PTA 連合会の山田です。今の話について私もちょっと一つ思ったので道から逸れるかもしれませんがお話しさせてください。先ほど児相の方がお話をされた際に、こどものため、親のためと思ってお家の方にお伺いした際に、児童相談所です、もしくは家庭児童相談室ですみたいな言葉をちょっと近いものでお話をされた際に、受け取る側としては児童と相談という言葉だけで児相だっていう

ふうに受け取る方が多数いらっしゃると思うんです。私も実際今最後まで話を聞いて、これは児相の話、これは家庭児童相談室の話だってことを、文字をもって認識した次第ですので、市の方で家庭児童相談室という場所が設置されていると思うんですが、私自身今これ児相の中の設置のお話なのかなと思ったくらいでしたので、もしこの方々が外に出て実際のお母さんお子さんもしくはそういうセンターの方々と、触れ合うというか、対峙する際にはこのお名前変えた方がよろしいんじゃないかなってちょっと思いました。児童相談、児相っていう名前はやっぱり全国的にもものすごく認知されてますし、最終的ちゃんと権限を持って動かれているってこともあるので、お母さん方からしたら、かなりのプレッシャーを与えられる、逆に言ったらそういう立場をお持ちの場所でもありますので、それを付随した形で何か物事をされるというのであれば、先ほどのこども家庭センターとかもっと言葉が柔らかい方が、一般の方々には受けがいいと言いますか、取り扱いというか、そういう認識を持っていただけなのではないかなと思いました。すいません初めてで、聞いていて、ちょっと頭混乱しておりましたので、その件だけ申し上げさせていただきます。

【川端会長】

ありがとうございます。その他ありますか、いいですか。

【鈴木尚哉委員】

こども家庭部長の鈴木です。実は、昨年度こども家庭センターの設置に向けて児童相談所との役割分担などを決める検討をずっと行ってまいりました。現在のところですね、通報なり相談が入った際には児童相談所とこども家庭センターで合同受理会議というものを開いて、虐待案件だった場合は児童相談所が主担当となり、その他、養育相談であったり、子育て相談であったり、そういった内容であればこども家庭センターが主担当となることとなっております。ですので、保護者の方からのご相談があったようなものについては基本的にはこども家庭センターですという形で行きます。逆に、近隣や保育園などからの虐待の疑いがあるという通告が入った場合には、児童相談所として虐待通報があったので伺わせていただきましたというふうに、今は児童相談所とこども家庭センターでそのような役割分担を進めていこうと考えております。以上です。

【大塚委員】

では、家庭児童相談室という名称はなくなるということですか。

【奥野所長】

法律の規定でいけばなくなります。こども家庭センターができた段階で、10条の仕事はこども家庭センターとなり、家庭児童相談室、子ども家庭総合支援拠点はなくなり、こども家庭センターになります。

【大塚委員】

ありがとうございます。

【川端会長】

ありがとうございます。他にご質問等ございますでしょうか。

色々な制度がありますので、そのあたりは市民の方に分かりやすいように、部長からも申し上げましたとおり、分かりやすい形で進めていきたいというふうに思います。

他にご質問がなければ議題4を終了させていただきます。

本日のこれまでの議題に関わらず委員の皆様方から全体を通じて、あるいはその他のことについてでもいいですけれども、何かご意見ご質問等ございましたら是非よろしくお願いします。どなたかございますでしょうか。

大塚委員をお願いします。

【大塚委員】

すみません、皆さんのお手元に、船橋市医師会こどもの心と発達委員会というのを今お配りするのですが、そのことについてちょっと報告させていただきます。医師会の方ですね、この度児童相談所ができることもそうですし、なんか5歳児健診だとか、いじめの問題だとかですね、そのこどもの心について主に、おそらく最初は小児科に行くんだけれども、その後やはりもうちょっと専門的なことが必要であったら、児童精神科や精神科に行くというか、医療ベースですとそういう話になると思うんですが、やっぱ小児科医と精神科医の連携が必要だということで、その勉強会みたいなのをやっていたのですね。

この度正式に医師会の方で委員会として発足いたしました。紙の2番目に書いてありますように、一応活動の内容としてはこどもの心と発達の診療協力医療機関がまとめて連携を取りましょうってことです。例えばお腹が痛いっていうけど、実は心理的なことだったりとかして、内科の先生の協力だったりとか、また整形外科とかが関係したりすることもあります。まずはですね、医療機関同士で連携すると今まで全然その繋がりとかもなかったんで、それを連携しましょうってことです。それと、委員会としての活動としては、研修会をやりましょうということと、あとは行政とか、多職種の人との連携もしていく予定ですけど、

まだ先週医師会で承認されて発足してこれから委員の先生に正式にお願いするという形なので、まだ本当に報告の段階なんですけれども、裏を見ていただいて、大体のイメージ図はこんな感じです。まずかかりつけの小児科医と精神科とかこどもの心の相談員って小児科の先生で取ってらっしゃる先生がいるので、そちらの方だとか後、内科とか外科とかほかの身体疾患のことですよね。後、入院が必要だと病院の方とも連携するということになっています。最後の4枚目が現在協力医療機関のリストですということで、一つの窓口として機能すればいいのかなと思っているので、ちょっとここで宣伝させてください。

以上です。

【川端委員】

ありがとうございます。

今、大塚委員からのお話について、何かご質問ご意見等ございますでしょうか。

【大塚委員】

もし質問があったら、今のところの医師会の事務局さんの方に問い合わせをしていただけたら、誰かしら対応すると思います。

よろしくお願いします。

【川端委員】

ありがとうございます。

市としても非常に心強いものでございます。ありがとうございます。

その他、何かご質問ご意見、全体通じてございますでしょうか。もしなければ、これにて本日の議題は全て終了させていただきたいと思います。

来年度はまた先ほどありましたとおり市の児童相談所が設置されることもなでもありますのでそういうメンバーも加えて本協議会は引き続いていくというところなんですけれども、児童虐待案件でとかDV案件につきましては関係機関皆様方のご協力いただきながら当協議会全体として連携した取り組みを進めてまいりたいというふうに考えています。今日いただいたご意見も含めまして進めていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして、令和7年度第1回代表者会議を終了させていただきます。本当にお忙しいところ誠にありがとうございました。